

# 第120期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2024年6月27日(木曜日) 午前10時

## 場所

松山市勝山町2丁目1番地  
当行本店 5階ホール



株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意  
はございません。何卒ご理解賜りますよう、よろし  
くお願い申し上げます。

## 目次

- 第120期定時株主総会招集ご通知… 1
- 議決権の行使についてのご案内… 3
- 事業報告… 5
- 計算書類… 21
- 連結計算書類… 23
- 監査報告書… 25

## (株主総会参考書類)

- 第1号議案 剰余金の処分の件 …… 30
- 第2号議案 取締役11名選任の件 …… 31
- 第3号議案 監査役1名選任の件 …… 38

(証券コード：8541)  
2024年6月12日  
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株主各位

松山市勝山町2丁目1番地  
株式会社 **愛媛銀行**  
頭取 西川義教

## 第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1 日 時	2024年6月27日(木曜日) 午前10時
2 場 所	松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3 目的事項	<b>■ 報告事項</b> 1. 第120期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件 2. 第120期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	<b>■ 決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

**■ 電子提供措置事項**

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

【当行ウェブサイト】

[https://www.himegin.co.jp/stockholder/stock/general\\_meeting.html](https://www.himegin.co.jp/stockholder/stock/general_meeting.html)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイト（東京証券取引所（東証）ウェブサイト）  
にも掲載しております。



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（銘柄名（愛媛銀行）又は証券コード（8541）をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類  
/PR情報」を選択してご確認くださいませよう、お願い申し上げます。）



以上

■ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りさせていただきます。

■ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況
- ②株主資本等変動計算書
- ③計算書類の個別注記表
- ④連結株主資本等変動計算書
- ⑤連結計算書類の連結注記表

したがいまして、当該書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

■ 本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内いたしますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当行ウェブサイトおよび東証ウェブサイト  
に修正内容を掲載させていただきます。

■ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、  
当行ウェブサイト（<https://www.himegin.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

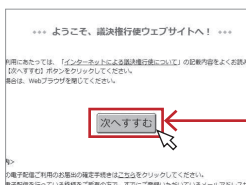


# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

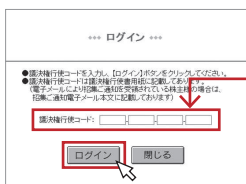
## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

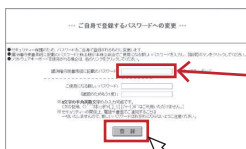
## 2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力

## 3 パスワードの入力



パスワード

お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力

## 4 以降、画面の指示に従って賛否をご入力ください

### パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 議決権行使のお取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

#### 議決権行使に関するパソコン等の操作方法

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
0120-652-031 受付時間／9：00～21：00

#### その他のご照会

証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
0120-782-031 受付時間／9：00～17：00 土日休日を除く  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について  
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 第120期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### ■金融経済環境

当期におけるわが国経済は、脱コロナによる経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しています。企業の業況や収益の改善が続いており、物価と賃金がともに上昇する経済の好循環につながるのか、見極めが必要な段階となっています。一方で、先行きのリスク要因をみますと、中東・ウクライナ情勢の地政学的リスク等に注意が必要な状況にあります。

愛媛県経済は、国内経済と同様、物価上昇の影響を受けつつも、個人消費や設備投資、生産動向は、持ち直しており、景気回復傾向にあります。

金融面では、2024年3月に、日本銀行の金融政策決定会合において、これまでの金融政策方針を見直し、マイナス金利の解除やイールドカーブ・コントロールを撤廃したことを受け、短期金利はプラスに上昇し、長期金利は小幅に上昇しました。現時点での経済・物価見通しを前提とすると、当面、緩和的な金融環境が継続すると考えられます。

#### ■事業の経過および成果

当行グループは、2021年度にスタートした第17次中期経営計画（3年間）に基づき、①「金融プラス1戦略」の推進、②効率経営の実践、③強固な経営基盤の確立、の3つの基本方針のもと、中期経営計画の最終年度となる2023年度は、以下の施策を展開しました。

個人向けには、2023年4月に、当行直営の保険専門店として、松山市内に、「ひめぎん保険プラザ」を開設し、お客さまに対する保険提案の接点を拡げました。また、金融教育セミナー等を適時開催し、NISAの説明等、幅広い世代の金融リテラシー向上にも取り組みました。

法人向けには、2023年7月に、日本政策金融公庫と連携協定を締結し、四国初となるワンストップの事業者支援スキームを構築しました。2024年1月には、事業承継マッチングイベントを共催するなど、事業者支援サービスの向上に取り組みました。

2024年2月に、法個人コンサルティング部門の組織体制を強化し、より専門的なコンサルティング提案ができる体制にしました。

さらに、お客さまの利便性向上のため、ひめぎんアプリのバージョンアップに継続的に取り組み、証券口座・NISA口座の申込みから作成までアプリで完結できる機能や投資信託売買機能の追加を実現しました。また、法人向けには、ビジネスポータル機能の拡充開発や、インボイス対応など取引先のデジタル化支援の強化に取り組みました。

サステナブルにかかる取組みとして、2023年6月、ひめぎんブルーローン、ひめぎんポジティブインパクトファイナンスの2商品を追加し、サステナブルファイナンスにかかる商品ラインナップを充実させました。また、自治体や他社とのサステナブルにかかる協働プロジェクトを進めるなかで、その取組みが国に認められ、2024年2月に、消費者庁が主催する「消費者志向経営優良事列表彰」において、特別表彰を、(株)クラダシ様（東証5884）と共同受賞しました。

人材施策では、2023年6月に人材育成方針を策定し、社員一人ひとりが専門性を身につけ、地域の課題解決に対する支援ができる人材育成に努めています。また、ダイバーシティへの対応として、2024年2月に、女性活躍推進室を創設しました。さらに、2024年3月に、昨年に引き続き、経済産業省より、「健康経営優良法人2024」に認定されました。

山口フィナンシャルグループとの西瀬戸パートナーシップ協定の共同施策では、海事産業の発展に貢献する取組みとして、2024年3月に、広島市で、「海事産業交流会2024」を開催し、内外の海事産業関係者との情報交換・交流促進を図りました。

## ■2023年度の業績

当行の業績につきまして、経常収益は、資金運用収益や株式等売却益が増加したことなどから、前期比126億21百万円増加し、605億58百万円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額等が減少したものの、資金調達費用や国債等債券売却損が増加したことなどから、前期比131億19百万円増加し、534億78百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比4億97百万円減少し70億80百万円、当期純利益は、3億77百万円減少し45億9百万円となりました。

主要な勘定残高につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は、前期比256億円増加して2兆6,507億円、貸出金は、前期比149億円増加して1兆9,424億円、有価証券は、前期比57億円減少して6,141億円となりました。



## ■対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少、少子高齢化、気候変動や地政学的リスクの高まり、物価上昇や金融政策変更に伴う影響などにより、先行きの不透明な状況が続いているなか、当行においては、法個人のコンサルタントを中心とした役務収益力の強化やPBRの改善、人的資本経営への対応、リスク管理の高度化等の課題があります。

こうした経営環境や課題に対応していくため、第18次中期経営計画～変革への挑戦3rd stage～を策定しました。

新中期経営計画では、基本方針として、①「金融プラス1」収益力の強化、②強固な経営基盤の確立、③サステナビリティ経営の実践を掲げ、「お客さまに寄り添い 地域の発展に貢献する」ことを目指してまいります。

第1の基本方針「金融プラス1」収益力の強化では、法個人コンサルティングと、グループ総合力を重点項目としています。第2の基本方針、強固な経営基盤の確立では、生産性向上とガバナンスを、第3の基本方針、サステナビリティ経営の実践では、地域共創と人的資本経営をそれぞれ重点項目としました。

地場産業の育成を通じて、地域シェアを拡大するとともに、役務収益ビジネスの更なる強化に努め、新たな企業価値を創造することに注力します。

また、選択と集中により、人的資本分野やDX分野に引き続き戦略的投資を行いながら、業務効率化と収益化を推進し、OHR60%台の達成を目標とします。

さらに、リスクアセット対比での収益目線であるRORAの改善と財務レバレッジコントロールにより、中長期的に、自己資本利益率であるROE向上を図るとともに、地域企業への資金供給を継続的に行いながら、連結自己資本比率の8%を維持します。また、配当政策は安定配当を基本とし、配当性向30%以上を目指してまいります。

第18次中期経営計画を着実に推し進め、3つの基本方針にもとづく重点戦略を組み合わせ、お客さまに寄り添いながら、地域の発展に貢献することで、地域全体の価値を高めてまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	2,169,356	2,250,530	2,309,117	2,426,275
定期性預金	888,156	877,674	856,097	829,594
その他	1,281,200	1,372,855	1,453,020	1,596,681
貸 出 金	1,765,512	1,837,020	1,927,517	1,942,443
個人向け	551,499	572,021	574,757	569,299
中小企業向け	763,160	802,445	850,836	878,770
その他	450,852	462,553	501,923	494,373
商品有価証券	206	98	84	74
有 価 証 券	602,460	592,751	619,899	614,121
国 債	56,701	57,498	56,154	46,104
地 方 債	103,895	106,666	107,199	106,006
その他	441,863	428,586	456,545	462,011
総 資 産	2,757,008	2,880,931	2,877,613	2,879,980
内国為替取扱高	9,275,931	9,101,479	9,365,486	9,921,162
外国為替取扱高	百万ドル 7,368	百万ドル 7,199	百万ドル 7,527	百万ドル 8,372
経 常 利 益	7,874	8,594	7,577	7,080
当 期 純 利 益	5,009	5,339	4,886	4,509
1株当たりの当期純利益	円 銭 128 06	円 銭 136 70	円 銭 125 05	円 銭 115 39

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,273人
平 均 年 齢	39年 7月
平 均 勤 続 年 数	16年 6月
平 均 給 与 月 額	426千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

	当 年 度 末	
	営 業 店 部 門	本 部 部 門
使 用 人 数	939人	334人

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当 年 度 末	
愛 媛 県	店 90	うち出張所 ( 12 )
高 知 県	7	( ー )
香 川 県	4	( ー )
徳 島 県	1	( ー )
大 分 県	1	( ー )
広 島 県	3	( ー )
岡 山 県	1	( ー )
大 阪 府	2	( ー )
東 京 都	1	( ー )
合 計	110	( 12 )

- (注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を156か所、それぞれ設置しております。

当年度新設営業所  
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

住信SBIネット銀行株式会社

### (5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	2,608
---------	-------

重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
本店南側土地取得	542
西条支店建替	508
勘定系システム更改	337
東温スクエア新築	171
出納機器・ATM他 新紙幣対応	171

### (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当ありません。

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ひめぎんビジネスサービス(株)	愛媛県松山市福音寺町389番地1	自動機監視・現金装填業務	百万円 10	% 100.00
(株)ひめぎんソフト	愛媛県松山市南持田町27番地1	コンピュータシステムの管理・運営	30	50.00
ひめぎんリース(株)	愛媛県松山市南持田町27番地1	リース業務・投資業務	30	100.00
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	クレジットカード業務・保証業務	50	100.00
(株)西瀬戸マリンプार्टナーズ	愛媛県今治市大正町一丁目2番地10	シッフファイナンス支援業務	20	51.00
(株)フレンドシップえひめ	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地	販売支援業務・コンサルティング業務	30	46.70
にしせと地域共創債権回収(株)	山口県下関市細江町二丁目2番1号	特定金銭債権管理回収業務	500	10.00

## 重要な業務提携の概況

- ① 山口フィナンシャルグループと『西瀬戸パートナーシップ協定』を締結しております。
- ② 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連575（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ④ 第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ⑤ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金時の利用手数料の一部無料サービスを行っております。
- ⑥ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑦ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑧ 四国内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、高知銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑨ ローソン銀行との提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑩ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑪ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- ⑫ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

## (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	その他
本 田 元 広	取締役会長	総理	・ 松山観光港ターミナル株式会社監査役	
西 川 義 教	頭 取 (代表取締役)	統轄、監査部	—	
豊 田 将 光	専務取締役 (代表取締役)	リスク管理部、事務システム部	—	
矢 野 紀 行	常務取締役	企画広報部、証券国際部、総務部	—	
篠 永 尚 史	常務取締役	審査第一部、審査第二部 船舶ファイナンス部	—	
松 木 久 和	常務取締役	お客様サービス部 公務ふるさと振興部	—	
秋 山 剛 克	常務取締役	経営管理部、人事教育部	—	
仲 本 範 之	常務取締役	ソリューション営業部	—	
真 鍋 正 臣	取 締 役 (社外取締役)		—	
渡 部 卓 記	取 締 役 (社外取締役)		—	
近 藤 千 登 世	取 締 役 (社外取締役)		・ 近藤物産株式会社 代表取締役社長 ・ 五色そうめん株式会社 取締役 (非常勤)	
稲 葉 隆 一	取 締 役 (社外取締役)		・ 大一ガス株式会社 代表取締役会長 ・ タイヨー商事株式会 社代表取締役社長 ・ 株式会社グリーンエネ ルギー九州代表取締役 ・ 丸和食品株式会社 取締役	
小 網 強 史	常勤監査役 (社外監査役)		—	
安 部 和 彦	常勤監査役		—	
酒 井 良 平	常勤監査役		—	
平 岡 公 明	監 査 役 (社外監査役)		—	

(当事業年度中に退任した役員)		
氏名	退任時の地位	退任日
坪内宗士	専務取締役	2023年6月29日退任
一色昭造	取締役	2023年6月29日退任
神野一仁	取締役	2024年3月31日辞任

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当行の役員報酬は、以下の考え方にに基づき、ガバナンス委員会（報酬委員会）において報酬水準等を確認し、その意見を踏まえ株主総会で決議された範囲内で取締役会にて決議されております。

- ・当行の役員報酬（社外取締役を除く）は、固定月額報酬と業績に応じて年1回6月に支給する役員賞与および株式給付信託（BBT）にて構成される。
- ・社外取締役の報酬については、固定月額報酬とし、従来の実績を勘案して算出される。
- ・利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、その他の関連会社等の業績を示す指標等を基礎として算定される業績連動報酬は導入していない。
- ・固定報酬（固定月額報酬＋役員賞与）と非金銭報酬等（BBT）の割合については、7：3を目安に運用する。
- ・当行役員の固定月額報酬は、経験や各取締役が担う役割、責任、成果などに応じて、算定の基礎となる基準報酬月額（大卒初任給×12倍）に役職ごとの掛け目を乗じた範囲で算定される。

役名	役員報酬率（%）
会長	85～100
頭取	85～100
副頭取および専務取締役	65～75
常務取締役	55～65

- ・役員賞与については、対象期間を前期株主総会の日から当期株主総会の前日までとし、業績に応じた支給率で、役割、責任、成果などを勘案して、役員賞与引当金の範囲内で算定される。
- ・当行の業績および利益の連動性を高めるために導入している株式給付信託（BBT）は、役職ごとに配分ポイントを定めている。
- ・役員報酬の決定手続きは、役員の指名および報酬等を諮問する「ガバナンス委員会（報酬委員会）」において、過年度実績や役職ごとの報酬水準を確認し、取締役会に答申する。

・取締役会は、ガバナンス委員会の答申に基づいて、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で審議し決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会にて検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬は、各監査役の協議によって決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取 締 役	15人	294 (53)	185	55	53
監 査 役	4人	49 (-)	49	-	-
計	19人	343 (53)	235	55	53

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。
2. 非金銭報酬等は、株式給付信託（B B T）制度による当事業年度の費用計上額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書きしております。
3. 当行取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第106期定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第113期定時株主総会において、株式給付信託（B B T）について3年間で300百万円を上限に拠出することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は14名です。
4. 当行株式給付信託（B B T）制度の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2021年6月29日開催の第117期定時株主総会において82,000ポイントが上限となることを決議しております。なお、取締役に付与されるポイントは、退任時の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。
5. 当行監査役会の金銭報酬は、2007年6月28日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
6. 当行は、取締役会において取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
真鍋 正臣	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
渡部 卓記	
近藤 千登世	
稲葉 隆一	
平岡 公明	



**(4) 補償契約**

該当ありません。

**(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項**

当行は、取締役および監査役、執行役員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等が、役員等としての業務につき行った行為に起因して負担することとなる損害賠償金・争訟費用の損害を填補の対象としております。

なお、当該契約の保険料は全額当行が負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

区分	氏名	兼務会社名	役職
取締役	近藤 千登世	近藤物産株式会社	代表取締役社長
		五色そうめん株式会社	取締役（非常勤）
取締役	稲葉 隆一	大一ガス株式会社	代表取締役会長
		タイヨー商事株式会社	代表取締役社長
		株式会社グリーンエネルギー九州	代表取締役
		丸和食品株式会社	取締役

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会（監査役会）における発言その他の活動状況
真鍋 正臣 （取締役）	4年9か月	取締役会12回開催のうち12回出席	金融分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
渡部 卓記 （取締役）	3年9か月	取締役会12回開催のうち10回出席	金融分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
近藤 千登世 （取締役）	2年9か月	取締役会12回開催のうち12回出席	経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
稲葉 隆一 （取締役）	9か月	社外取締役就任後に開催された取締役会10回開催のうち9回出席	経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会（監査役会）における発言 その他の活動状況
小網 強史 （監査役）	4年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席 監査役会12回開催のうち 12回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
平岡 公明 （監査役）	3年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席 監査役会12回開催のうち 12回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8人	43	—

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
発行済株式の総数 39,426千株

(2) 当年度末株主数 8,720名

## (3) 大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	3,129 千株	7.96 %
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	1,960	4.99
株式会社 日本カストディ銀行（信託口4）	1,812	4.61
愛媛銀行行員持株会	1,425	3.62
美須賀海運 株式会社	1,000	2.54
大王製紙 株式会社	750	1.91
住友生命保険 相互会社	599	1.52
東京紙パルプ交易 株式会社	500	1.27
株式会社 大和証券グループ本社	458	1.16
今治造船 株式会社	430	1.09

(注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式より、自己株式146,545株（ただし、株式給付信託（B B T）が所有する株式数を含んでおりません。）を除いた総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外役員を除く。）	1人	21,887株
社外取締役	－	－
監査役	－	－

#### 5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

#### 6. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田 修 指定有限責任社員 永里 剛	58	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
当行監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項以外の業務は以下のとおりであります。  
債権購入に係る合意された手続による調査業務
4. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は60百万円であります。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
6. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約  
該当ありません。

(3) 補償契約  
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 特定完全子会社に関する事項  
該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項  
該当ありません。

10. 会計参与に関する事項  
該当ありません。





# 第120期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額	
	経常収益	51,348	60,558
経常	運用		
金	出証	31,364	
貸	一	18,872	
有	の	254	
口	の	234	
預	引	622	
そ	替	4,704	
役	業	982	
受	の	3,722	
そ	他	283	
そ	有	0	
商	等	30	
国	他	252	
そ	の	4,222	
倒	引	69	
却	債	0	
式	等	3,538	
の	の	614	
経常	費用	16,644	53,478
金	調		
預	金	4,034	
讓	性	52	
口	マ	2	
借	の	1,585	
そ	引	10,969	
役	替	5,891	
支	業	383	
そ	の	5,507	
そ	他	9,147	
外	為	6,256	
国	業	2,687	
の	の	203	
營	経	20,879	
所	常	914	
の	費	404	
出	金	118	
式	等	98	
の	の	292	
経常	費用	7,080	7,080
特	費	4	4
回	益	142	821
固	分	679	6,263
減	失	1,879	1,754
引	分	△125	4,509
人	業		
税	業		
人	業		
人	業		
期	業		
前	業		
住	業		
民	業		
税	業		
等	業		
純	業		
等	業		
純	業		
利	業		
益	業		
額	業		
計	業		
算	業		
書	業		

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

参考書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	204,902	預 金	2,421,040
コールローン及び買入手形	3,028	譲 渡 性 預 金	224,497
買入金銭債権	46,667	コールマネー及び売渡手形	30,000
商品有価証券	74	借 用 金	42,738
有 価 証 券	614,899	外 国 為 替	153
貸 出 金	1,934,664	そ の 他 負 債	19,080
外 国 為 替	5,858	役 員 賞 与 引 当 金	55
リース債権及びリース投資資産	8,708	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,222
そ の 他 資 産	42,963	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6
有 形 固 定 資 産	28,837	株 式 報 酬 引 当 金	226
建 物	8,352	利 息 返 還 損 失 引 当 金	3
土 地	18,582	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	123
リ ー ス 資 産	237	繰 延 税 金 負 債	267
建 設 仮 勘 定	23	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,023
その他の有形固定資産	1,642	支 払 承 諾	8,101
無 形 固 定 資 産	2,307	負 債 の 部 合 計	2,750,541
ソ フ ト ウ ェ ア	2,147		
リ ー ス 資 産	28	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	130	資 本 金	21,367
繰 延 税 金 資 産	1,719	資 本 剰 余 金	15,816
支 払 承 諾 見 返	8,101	利 益 剰 余 金	91,011
貸 倒 引 当 金	△14,772	自 己 株 式	△617
		株 主 資 本 合 計	127,578
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,562
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,939
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	84
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	9,587
		非 支 配 株 主 持 分	254
		純 資 産 の 部 合 計	137,420
資 産 の 部 合 計	2,887,961	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,887,961

# 連結損益計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		65,163
資金運用収益	51,878	
貸出金利息	31,361	
有価証券利息	18,903	
コールローン利息及び買入手形利息	254	
預け金利息	234	
その他の受入利息	1,124	
役務取引等収益	5,389	
その他の業務収益	3,441	
その他の経常収益	4,454	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	4,453	
経常費用	57,254	
資金調達費用	16,652	
預讓渡金利息	4,034	
コールドマネー利息及び売渡手形利息	52	
借入金利息	2	
その他の支払利息	1,590	
役務取引等費用	10,972	
その他の業務費用	5,423	
その他の経常費用	9,441	
その他の経常費用	24,571	
その他の経常費用	1,165	
経常利益	1,165	
特別利益		7,909
固定資産処分益	4	4
特別損失		826
固定資産処分損失	147	
減損	679	
税金等調整前当期純利益		7,086
法人税、住民税及び事業税	2,087	
法人税等調整額	△72	
当期純利益		2,014
当期中途純利益		5,072
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		5,055

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

参考書類

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 愛媛銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社 愛媛銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3（2021）年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社愛媛銀行監査役会

常勤監査役	小 網 強 史	㊟
常勤監査役	安 部 和 彦	㊟
常勤監査役	酒 井 良 平	㊟
監 査 役	平 岡 公 明	㊟

(注) 常勤監査役小網強史及び監査役平岡公明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

第120期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金17円

配当総額 金667,763,944円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月28日

### 2. その他剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,500,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,500,000,000円

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		地位および担当
1	にし かわ よし のり 西 川 義 教	再任	頭 取 (代表取締役) 統轄、監査部
2	とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光	再任	専務取締役 (代表取締役) リスク管理部、事務システム部
3	や の とし ゆき 矢 野 紀 行	再任	常務取締役 企画広報部、証券国際部、 総務部
4	まつ き ひさ かず 松 木 久 和	再任	常務取締役 お客様サービス部、 公務ふるさと振興部
5	あき やま よし かつ 秋 山 剛 克	再任	常務取締役 経営管理部、人事教育部
6	なか もと のり ゆき 仲 本 範 之	再任	常務取締役 ソリューション営業部
7	あき ひろ しん じ 秋 廣 伸 二	新任	常務執行役員 お客様サービス部長
8	ま なべ まさ とみ 真 鍋 正 臣	再任 社外 独立	取締役
9	こん どう ち と せ 近 藤 千 登 世	再任 社外 独立	取締役
10	いな ば りゅう いち 稲 葉 隆 一	再任 社外 独立	取締役
11	た どころ ち か 田 所 知 佳	新任 社外 独立	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<p><b>再任</b> にし かわ よし のり 西川 義教 (1962年8月4日生)</p> 	<p>1985年 4月 当行入行 2002年 2月 森松支店長 2006年 3月 三島支店長 2012年 2月 本店営業部副部長兼法人推進部長 2012年 6月 取締役 本店営業部長 兼 県立中央病院出張所長 2015年 7月 取締役 東京支店長兼東京事務所長 2017年 2月 常務取締役 2017年 6月 専務取締役 2018年 6月 頭取 現在に至る (担当) 統轄、監査部</p>	10,800株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 本店営業部長、東京支店長等を歴任し、2012年より取締役、2018年からは頭取に就任し、当行頭取として、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。 銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p><b>再任</b> とよ だ まさ みつ 豊田 将光 (1962年1月26日生)</p> 	<p>1985年 4月 当行入行 2003年 8月 古川支店長 2006年 3月 道後支店長 2012年 6月 人事教育部長 2016年 6月 取締役 宇和島支店長 兼 宇和島新町出張所長 2018年 8月 取締役 事務システム部長 2019年 6月 常務取締役 2023年 6月 専務取締役 現在に至る (担当) リスク管理部、事務システム部</p>	8,200株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b> 営業店長、人事教育部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、2016年より取締役に、2019年より常務取締役、2023年より専務取締役に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p><b>再任</b> やのとしゆき 矢野紀行 (1963年2月13日生)</p> 	<p>1986年 4月 当行入行 2006年 3月 古川支店長 2013年 2月 企画広報部長 2015年 2月 総務部長 2018年 6月 取締役 総務部長 2019年 6月 常務執行役員 総務部長 2020年 2月 常務執行役員 経営管理部長兼総務部長 2020年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) 企画広報部、証券国際部、総務部</p>	16,100株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>  営業店長、企画広報部長、総務部長、経営管理部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務全般に精通しております。2020年より常務取締役に就任しております。  その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p><b>再任</b> まつ き ひさ かず 松木久和 (1962年2月9日生)</p> 	<p>1984年 4月 当行入行 2004年 8月 森松支店長 2007年 8月 本店営業部次長 2010年 8月 人事教育部副部長 2011年10月 八幡浜支店長 2015年 2月 末広町支店長 2016年 6月 今治支店長兼ローンセンター長 (今治) 2017年 6月 取締役 今治支店長 兼ローンセンター長 (今治) 2019年 2月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2019年 6月 常務執行役員 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2021年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) お客様サービス部、公務ふるさと振興部</p>	4,900株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>  本店営業部長、主要な営業店長を歴任するとともに、本部経験も有しており、当行の業務全般に精通しております。2021年より常務取締役に就任しております。  その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">再任</p> </div> <div> <p>あき やま よし かつ <b>秋山 剛克</b> (1968年12月1日生)</p> </div> </div> 	<p>1991年 4月 当行入行 2009年 2月 久米支店長 2011年 2月 本店営業部次長 2014年 2月 東京支店副支店長兼東京事務所副所長 2017年 8月 本店営業部副部長 2018年 8月 宇和島支店長兼宇和島新町出張所長 兼宇和島地区センター長 2019年 6月 執行役員 宇和島支店長兼宇和島新町出張所 長兼宇和島地区センター長 2020年 8月 執行役員 人事教育部長 2021年 6月 常務執行役員 人事教育部長 2022年 6月 常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 経営管理部、人事教育部</p>	6,500株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            営業店長や主要店舗の重役を歴任するとともに、2020年からは人事教育部長として当行の人事部門全般を執行した経験を有し、2022年6月より、常務取締役 に就任しております。            その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">再任</p> </div> <div> <p>なか もと のり ゆき <b>仲本 範之</b> (1965年1月12日生)</p> </div> </div> 	<p>1987年 4月 当行入行 2007年 8月 新居浜東支店長 2011年 6月 監査部グループ長 2013年 2月 森松支店長 2015年 2月 新大阪支店長 2017年 2月 営業統括部推進役兼グループ長 2019年 6月 ソリューション営業部副部長 2020年 2月 八幡浜支店長兼川之石支店長兼ポーチェ川之石出張所長 2020年 6月 執行役員 八幡浜支店長兼川之石支店長兼ポーチェ川之石出張所長 2021年 6月 執行役員 ソリューション営業部長兼金融コンサルティング室長 2023年 6月 常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) ソリューション営業部</p>	5,800株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b>            八幡浜支店長など、主要な営業店長を歴任するとともに、ソリューション営業部長において当行の営業施策全般を執行した経験を有し、2023年6月より当行の常務取締役に就任しております。            その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<p><b>新任</b></p> <p>あき ひろ しん じ 秋 廣 伸 二 (1965年6月28日生)</p> 	<p>1988年 4月 当行入行</p> <p>2009年 2月 個人ローン部調査役</p> <p>2010年 2月 個人ローン部次長</p> <p>2010年 8月 個人ローン部長</p> <p>2018年 2月 お客様サービス部長</p> <p>2020年 6月 執行役員 お客様サービス部長兼ひめぎんダイレクトセンター長</p> <p>2021年 6月 常務執行役員 お客様サービス部長兼ひめぎんダイレクトセンター長</p> <p>2021年 8月 常務執行役員 お客様サービス部長兼デジタル戦略室長</p> <p>2023年 8月 常務執行役員 お客様サービス部長 現在に至る</p>	200株
<p><b>〈取締役候補者とした理由〉</b></p> <p>2004年に個人ローン部に配属されて以降、現在のお客様サービス部長に至るまで、当行の個人ローン部門の中核を担うとともに、秀でた知識・経験により当行のデジタル施策全般において業務執行を行っております。</p> <p>その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
8	<p><b>再任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p> <p>ま なべ まさ とみ 真 鍋 正 臣 (1961年11月25日生)</p> 	<p>1984年 4月 日本銀行入行</p> <p>2013年 4月 日本銀行 業務局営業業務課長</p> <p>2014年 5月 日本銀行 名古屋支店次長</p> <p>2015年 6月 日本銀行 松山支店長</p> <p>2017年 5月 日本銀行退職</p> <p>2017年 6月 日本リーテック株式会社 執行役員 社会インフラ本部副本部長</p> <p>2019年 6月 当行社外取締役</p> <p>2021年 6月 日本リーテック株式会社 常務執行役員 社会インフラ本部長</p> <p>2022年 9月 日本リーテック株式会社退社 現在に至る</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b></p> <p>真鍋正臣氏は、日本銀行入行後、松山支店長などの要職を歴任後、日本リーテック株式会社にて常務執行役員として活躍された経験を有しております。金融行政での豊富な知識や経験に加え、幅広い人脈と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>再任</b></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>社外</b></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>独立役員</b></div> <p>こんどう ちとせ 近藤千登世 (1956年6月5日生)</p> 	<p>1979年 4月 株式会社愛媛東部ヤクルト入社  1982年 3月 株式会社愛媛東部ヤクルト退社  1982年 4月 近藤物産株式会社入社  1998年 9月 近藤物産株式会社 取締役副社長  2009年 8月 近藤物産株式会社 代表取締役社長  2021年 6月 当行社外取締役  現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)  近藤物産株式会社 代表取締役社長  五色そうめん株式会社 取締役 (非常勤)</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b>  近藤千登世氏は、永年、愛媛県新居浜市に拠点を置く近藤物産株式会社の代表取締役社長として、安定した企業経営能力と豊富な経験を有しております。女性のお客様目線での意見提言や、これからの当行の女性活躍等、ダイバーシティの推進に対する取り組みについて特に活躍を期待しております。また、当行のコーポレート・ガバナンス体制の充実強化にも貢献いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>再任</b></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>社外</b></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>独立役員</b></div> <p>いなば りゅういち 稲葉隆一 (1949年11月22日生)</p> 	<p>1974年 4月 日興証券株式会社入社  1975年 8月 日興証券株式会社退社  1975年10月 大一ガス株式会社入社  1985年10月 大一ガス株式会社 常務取締役  1989年 8月 大一ガス株式会社 代表取締役社長  2021年 8月 大一ガス株式会社 代表取締役会長  2023年 6月 当行社外取締役  現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)  大一ガス株式会社 代表取締役会長  タイヨー商事株式会社 代表取締役社長  株式会社グリーンエネルギー九州 代表取締役  丸和食品株式会社 取締役</p>	40株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b>  稲葉隆一氏は、永年、愛媛県松山市に拠点を置く大一ガス株式会社の代表取締役として、安定した企業経営能力と豊富な経験を有しております。また、愛媛経済同友会代表幹事の重役も2期4年務めた実績があり、地域経済に関する幅広い人脈や高い識見を有しております。  当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <div style="text-align: center;"> <small>た どころ ち か</small>  <b>田所知佳</b>  <small>(1989年8月19日生)</small> </div> 	<p>2017年12月 愛媛弁護士会登録  2017年12月 田所法律事務所入所  2018年1月 田所法律事務所 所長  現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)  田所法律事務所 所長</p>	0株
<p><b>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</b></p> <p>田所知佳氏は、愛媛県松山市に拠点を置く田所法律事務所の所長として、弁護士活動を行っております。法律の専門家としての経験と知識を有しており、当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけるとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			


- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 真鍋正臣氏・近藤千登世氏・稲葉隆一氏および田所知佳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 真鍋正臣氏・近藤千登世氏および稲葉隆一氏は、現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、真鍋正臣氏は5年、近藤千登世氏は3年、稲葉隆一氏は1年となります。
4. 真鍋正臣氏・近藤千登世氏および稲葉隆一氏は、東京証券取引所の定める独立役員であり、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、田所知佳氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当行は、近藤千登世氏が代表を務める近藤物産株式会社との間で経常的な金融取引を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
6. 当行は、稲葉隆一氏が代表を務める大一ガス株式会社、タイヨー商事株式会社、株式会社グリーンエネルギー九州との間で経常的な金融取引を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
7. 当行は、田所知佳氏が代表を務める田所法律事務所と経常的な金融取引ならびに法的事項の相談等を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
8. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としておるところです。真鍋正臣氏・近藤千登世氏・稲葉隆一氏の3名については継続予定であり、田所知佳氏については、新たに責任限定契約を締結する予定としております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 平岡公明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: black; font-weight: bold;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: black; font-weight: bold;">独立役員</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">             かた やま まさ お  <b>片山 雅 央</b>            (1957年10月14日生)         </div>	1981年 4月 松山市役所 入所 2012年10月 松山市 総合政策部坂の上の雲まちづくり担当部長 2014年 4月 松山市 市民部長 2015年 4月 松山市 理財部長 2017年 4月 松山市 総務部長 2018年 3月 松山市 退職 2018年 4月 (公財) 松山市文化・スポーツ振興財団 常務理事兼事務局長 2024年 3月 (公財) 松山市文化・スポーツ振興財団 退職 現在に至る	0株

#### 〈社外監査役候補者とした理由〉

永年にわたる地方公共団体での要職の経験があり、2018年から2024年までの6年間、(公財)松山市文化スポーツ振興財団の事務局長として運営に携わるなど幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に寄与いただける人材であると判断し、当行の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外監査役となる以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 片山雅央氏は社外監査役候補者であります。
3. 片山雅央氏が原案通り選任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としてしているところです。片山雅央氏については、新たに責任限定契約を締結する予定としております。

(ご参考) 取締役会 スキルマトリックス

■ 当行取締役および監査役が有する専門性および経験

氏名	役職	専門性・経験									
		企業 経営	営業 戦略	融資 審査	財務 会計	法務 コンプライアンス リスク管理	地方創生 地域金融	ITシステム デジタル	市場 運用	船舶 海運	
取締役	西川 義教	代表取締役頭取	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	豊田 将光	代表取締役 専務取締役	○	○	○		○	○			
	矢野 紀行	常務取締役	○	○		○	○	○		○	
	松木 久和	常務取締役	○	○			○	○	○		○
	秋山 剛克	常務取締役	○	○	○		○	○			○
	仲本 範之	常務取締役	○	○			○	○			
	秋廣 伸二	常務執行役員					○	○	○		
	真鍋 正臣	社外取締役		○			○	○	○	○	
	近藤 千登世	社外取締役	○	○		○	○				
	稲葉 隆一	社外取締役	○	○		○	○				
田所 知佳	—	○				○					
監査役	小網 強史	常勤監査役 (社外)		○		○	○	○		○	
	安部 和彦	常勤監査役		○	○	○	○	○		○	
	酒井 良平	常勤監査役		○			○	○	○		
	片山 雅央	—				○	○	○			

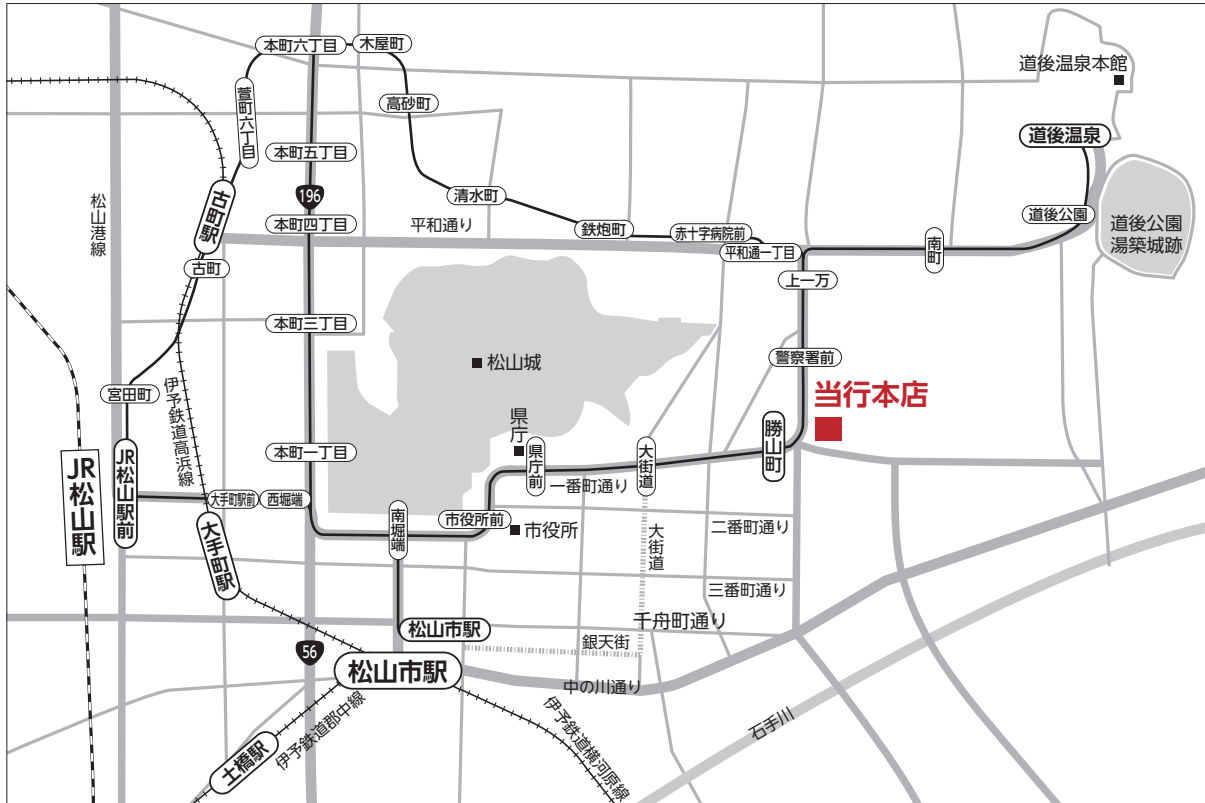
※ 上記は、取締役および監査役が有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

## ■スキルの選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	急速に変化する金融業界の中で、当行が持続的に成長していく上で企業経営に関する知識・経験が必要であるため
営業戦略	中期経営計画の達成に向けて、本部・営業店それぞれの特性を生かした戦略を実践していくための知識・経験が必要であるため
融資審査	銀行は高い公共性を有しており、広く経済・社会に貢献していくという重要な使命を担っていることから、与信判断にあたっては、金融仲介機能の発揮と貸出資産の健全性を追及するための知識・経験が必要であるため
財務会計	正確な財務報告と持続的な企業価値向上を実践していくための知識・経験が必要であるため
法務・コンプライアンス・リスク管理	経営基盤の根幹であるコーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス分野には確かな知識・経験を持つ取締役・監査役が必要であるため
地方創生・地域金融	当行の経営理念にある「ふるさとの発展に役立つ銀行」を永続的に実践していく上で、各地域の特性を生かした金融仲介業を展開する知識・経験が必要であるため
ITシステム・デジタル	日進月歩で進化するデジタル技術を銀行内外に効果的に導入し、時代に見合ったサービスを展開することと、それらのシステムの維持・管理を統括できる知識・経験が必要であるため
市場運用	多様化・高度化する有価証券運用分野において、健全性と収益性を実践していく上で専門的な知識・経験が必要であるため
船舶・海運	世界に誇る愛媛の海運・造船産業を永続的な発展に貢献していくために専門的な知識・経験が必要であるため

以上

# 株主総会会場ご案内図



会 場：松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール

## 交通のご案内

- JR松山駅から……………伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で15分。「勝山町」で下車して徒歩1分。
- 伊予鉄松山市駅から…伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で10分。「勝山町」で下車して徒歩1分。

〈お願い〉 駐車場は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

